

老人デイサービスセンターわらび園 通常規模型 サービス料金表

(令和7年4月1日改定)

1. 介護給付サービスによる料金

下記の表によって、ご利用者の「要介護度」に応じたサービス料金をあなたからご負担いただきます。
尚、負担割合につきましては所得に応じ1割～3割となります。(法定利用料に基づく金額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5時間以上6時間未満	¥570	¥673	¥777	¥880	¥984
6時間以上7時間未満	¥584	¥689	¥796	¥901	¥1,008
7時間以上8時間未満	¥658	¥777	¥900	¥1,023	¥1,148
8時間以上9時間未満	¥669	¥791	¥915	¥1,041	¥1,168

2. 介護給付サービス加算・減算

下記の表による「加算料金」を、あなたからご負担いただきます。(法定利用料に基づく金額)

入浴介助加算(Ⅰ)	¥40	一般浴・特殊入浴などの入浴介助を行っています。そのための加算です。
中重度者ケア体制加算	¥45	専従の看護職員を配置し、基準配置員数に加えて職員を2以上配置しサービスを提供する体制をとり且つ、要介護者3以上の利用者の占める割合が30%以上である場合の加算です。
認知症加算	¥60	専従の認知症研修等資格取得者を配置し、基準配置員数に加えて職員を2以上配置しサービスを提供する体制をとり且つ、日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が15%以上である場合の加算です。
サービス提供強化加算(Ⅰ)	¥22	介護職員のうち、勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上、もしくは介護福祉士の割合が70%以上である場合の加算です。
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ/イ	¥76/¥56	利用者ごとに居宅を訪問した上で個別機能訓練加算計画書を作成し、その計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合の加算です。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	月 ¥20	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを行う体制を評価する加算です。
科学的介護推進体制加算	月 ¥40	エビデンスに基づき、厚生労働省にデータフィードバックを行う体制を評価する加算です。

3. その他介護給付サービス加算

介護職員等処遇改善加算 Ⅰ	総単位数×9.2%	基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に9.2%を乗じて算定される加算です。
---------------	-----------	--

4. 介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

昼食	¥730
----	------

(2) おやつ代

おやつ代	¥50
------	-----

(3) 医師等指導で提供する特別な食事に要する費用

実費	
----	--

5. 利用者負担金算定例

あなたの、契約期間の最初の月の利用者負担金は、おおむね次のとおりです。

「基本料金・加算・減算料金(介護保険給付対象)」

	提供の有無	基本利用料
基本料金		
入浴介助加算(Ⅰ)	有・無	
中重度者ケア体制加算	有・無	
認知症加算	有・無	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	有・無	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ/イ	有・無	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	有・無	
科学的介護推進体制加算	有・無	
送迎減算	有・無	
合 計		

「実費(介護保険給付対象外)」

	提供の有無	利用者負担金(実費)
食事の提供	有・無	
おやつ代	有・無	
特別な食事の費用	有・無	

老人デイサービスセンターわらび園 サービス料金表

(認知症対応型通所介護)

(令和7年4月1日改定)

1.介護給付サービスによる料金

下記の表によって、ご利用者の「要介護度」に応じたサービス料金をあなたからご負担いただきます。
尚、負担割合につきましては所得に応じ1割～3割となります。(法定利用料に基づく金額)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5時間以上6時間未満	¥771	¥854	¥936	¥1,016	¥1,099
6時間以上7時間未満	¥790	¥876	¥960	¥1,042	¥1,127
7時間以上8時間未満	¥894	¥989	¥1,086	¥1,183	¥1,278
8時間以上9時間未満	¥922	¥1,020	¥1,120	¥1,221	¥1,321

2. その他介護給付サービス加算・減算

下記の表による「加算料金」を、あなたからご負担いただきます。(法定利用料に基づく金額)

入浴介助加算(Ⅰ)	¥40	一般浴・特殊入浴などの入浴介助を行っています。そのための加算です。
サービス提供強化加算(Ⅰ)	¥22	介護職員のうち、勤続年数が10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上、もしくは介護福祉士の割合が70%以上である場合の加算です。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	¥27	利用者ごとに個別機能訓練加算計画書を作成し、1日120分以上機能訓練指導員を配置し、その計画に基づき計画的に機能訓練を行った場合の加算です。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	月 ¥20	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを行う体制を評価する加算です。
科学的介護推進体制加算	月 ¥40	エビデンスに基づき、厚生労働省にデータフィードバックを行う体制を評価する加算です。

3. その他介護給付サービス加算

介護職員等処遇改善加算 Ⅰ	総単位数×18.1%	基本サービス費に各種加算を加えた1ヶ月あたりの総単位数に18.1%を乗じて算定される加算です。
---------------	------------	---

4. 介護保険の給付対象とならないサービス

(1) 食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

昼食	¥730
----	------

(2) おやつ代

おやつ代	¥50
------	-----

(3) 医師等指導で提供する特別な食事に要する費用

実費

5. 利用者負担金算定例

あなたの、契約期間の最初の月の利用者負担金は、おおむね次のとおりです。

「基本料金・加算料金(介護保険給付対象)」

「実費(介護保険給付対象外)」

	提供の有無	基本利用料
基本料金	要介護	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	有・無	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	有・無	
入浴介助加算(Ⅰ)	有・無	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	有・無	
科学的介護推進体制加算	有・無	
送迎減算	有・無	
合 計		

	提供の有無	利用者負担金(実費)
食事の提供	有・無	
おやつ代	有・無	
特別な食事の費用	有・無	